

新 旧 対 照 表

新（改正後）	旧（改正前）																																																
<p>一 【省 略】</p> <p>二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>【省 略】</p> <p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた令和2年の数量は、次のとおりである。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は、別に示すとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">第一種特定海洋生物資源</th> <th style="width: 30%;">管理の対象となる期間</th> <th style="width: 45%;">漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>さんま</td> <td>令和2年1月から12月まで</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>まあじ</td> <td>令和2年1月から12月まで</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>まいわし</td> <td>令和2年1月から12月まで</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>まさば及びごまさば</td> <td>令和2年7月から令和3年6月まで</td> <td style="text-align: center;"><u>若干</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>するめいか</td> <td>令和2年4月から令和3年3月まで</td> <td>若干</td> </tr> </tbody> </table> <p>【削る】</p> <p>【以下省略】</p>	No.	第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	1	さんま	令和2年1月から12月まで	若干	2	まあじ	令和2年1月から12月まで	若干	3	まいわし	令和2年1月から12月まで	若干	4	まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月まで	<u>若干</u>	5	するめいか	令和2年4月から令和3年3月まで	若干	<p>一 【省 略】</p> <p>二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>【省 略】</p> <p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた令和2年の数量は、次のとおりである。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は、別に示すとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">第一種特定海洋生物資源</th> <th style="width: 30%;">管理の対象となる期間</th> <th style="width: 45%;">漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>さんま</td> <td>令和2年1月から12月まで</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>まあじ</td> <td>令和2年1月から12月まで</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>まいわし</td> <td>令和2年1月から12月まで</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>まさば及びごまさば</td> <td>令和2年7月から令和3年6月まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>するめいか</td> <td>令和2年4月から令和3年3月まで</td> <td>若干</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。</p> <p>【以下省略】</p>	No.	第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	1	さんま	令和2年1月から12月まで	若干	2	まあじ	令和2年1月から12月まで	若干	3	まいわし	令和2年1月から12月まで	若干	4	まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月まで		5	するめいか	令和2年4月から令和3年3月まで	若干
No.	第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																														
1	さんま	令和2年1月から12月まで	若干																																														
2	まあじ	令和2年1月から12月まで	若干																																														
3	まいわし	令和2年1月から12月まで	若干																																														
4	まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月まで	<u>若干</u>																																														
5	するめいか	令和2年4月から令和3年3月まで	若干																																														
No.	第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																														
1	さんま	令和2年1月から12月まで	若干																																														
2	まあじ	令和2年1月から12月まで	若干																																														
3	まいわし	令和2年1月から12月まで	若干																																														
4	まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月まで																																															
5	するめいか	令和2年4月から令和3年3月まで	若干																																														